

神戸市インクルーシブ保育推進支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に基づき、障害の程度に応じて特別な配慮が必要な児童（子どものための教育・保育給付に係る支給認定を受けた子どもに限る。以下同じ。）とすべての児童に対し、個人差や多様性を尊重した集団による教育・保育の提供（以下「インクルーシブ保育」という。）を行うために必要な支援・援助をすることにより、当該児童とすべての児童の成長発達を促進することを目的として、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）インクルーシブ保育推進支援事業

前条の目的を達成するために行う特別な配慮が必要な児童に対する障害の程度に応じた児への支援である「すこやか保育支援」（以下、「すこやか保育」という。）及び施設への支援である「まるっとはぐくみ支援」（以下、「はぐくみ支援」という。）から成る事業

- （2）保育所 法第7条第4項に規定する保育所
- （3）認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園
- （4）家庭的保育事業 法第7条第6項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- （5）小規模保育事業 法第7条第7項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- （6）事業所内保育事業 法第7条第9項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- （7）1号認定子ども 法第19条第1号に規定する児童
- （8）2号認定子ども 法第19条第2号に規定する児童
- （9）3号認定子ども 法第19条第3号に規定する児童

（「すこやか保育」対象児童）

第3条 すこやか保育の対象児童は、障害の程度に応じて特別な配慮が必要な児童であり、必要な支援・援助を行うことにより、インクルーシブ保育が可能な児童とし、神戸市内に所在する保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を利用する児童とする。

- 2 前項に定める認定こども園のうち、兵庫県が実施する特別支援教育推進事業の対象となる幼稚園型認定こども園の1号、2号認定子ども、学校法人立の幼保連携型認定こども園の1号認定子どもは除く。
- 3 神戸市通級指導教室（きこえとことばの教室、そだちとこころの教室）を利用する児童は除く。

（「すこやか保育」対象区分）

第4条 こども家庭局は第3条に該当する児童を、障害の程度等に応じ、「重度」、「中度」、「軽度」及び「医療的ケア児」それぞれの区分に認定する。

- 2 それぞれの区分の基準表、対象年齢は別表1のとおりとする。

（「はぐくみ支援」の対象）

第5条 はぐくみ支援の対象施設は、3歳児クラス以上で発達に課題があり、第3条に該当する児童以外で特別な配慮が必要な児童がいる保育所、認定こども園とする。

2 前項に定める認定こども園のうち、兵庫県が実施する特別支援教育推進事業の対象となる幼稚園型認定こども園の1号、2号認定子ども、学校法人立の幼保連携型認定こども園の1号認定子どもは除く。

（事業実施施設・事業者）

第6条 すこやか保育及びはぐくみ支援は、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設又は法第29条第1項に定める特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）が実施する。

（認定の有効期間）

第7条 すこやか保育認定の有効期間は、対象児の卒園、市外への転園又は認定が解除されるまでとする。

2 はぐくみ支援の認定の有効期間は認定を受けた日の属する年度の末日までとし、年度途中で退園した場合は、退園日の属する月の末日までとする。

（すこやか保育対象児童の区分認定手続き）

第8条 すこやか保育認定を希望する1号認定子どもの保護者は、「児童に関する調書兼同意書」及び別表1の基準表に基づいた書類を在籍する特定教育・保育施設に提出する。特定教育・保育施設は、保護者からの提出書類に依頼書を添えてこども家庭局へ提出し、認定を依頼する。

2 2・3号認定子どもの保護者は、「児童に関する調書兼同意書」及び別表1の基準表に基づいた書類を在籍する特定教育・保育施設等に提出する。特定教育・保育施設等は、保護者からの提出書類に依頼書を添えて特定教育・保育施設等が所在する区域を所管する区保健福祉部又は北神区役所、北須磨支所（以下「区保健福祉部等」という。）を経由してこども家庭局に提出し、認定を依頼する。

3 こども家庭局は、特定教育・保育施設等又は区保健福祉部等から送付された書類により区分を認定する。

（はぐくみ支援申請の手続き）

第9条 はぐくみ支援を希望する特定教育・保育施設等は、市が指定するアセスメントシート（以下「はぐくみシート」という。）を作成し、こども家庭局が定めた申請時期に、はぐくみ総括表をこども家庭局に提出する。施設は、はぐくみシート及び申請のための挙証書類を保管しておき、こども家庭局に必要な応じて提示するものとする。

2 こども家庭局は、第5条に該当する施設より提出されたはぐくみ総括表を確認し、当該施設におけるケース数を決定し回答する。

3 はぐくみ支援は、年度ごとの申請とし、継続を希望する特定教育・保育施設等は、改めて申請を行うものとする。

4 こども家庭局は、特定教育・保育施設等の保育状況調査等により申請内容の適正を確認し、適正でないと判断した場合は、決定を取り消すことができる。

（認定及び回答までに要する期間）

第10条 認定及び回答までに要する期間は、こども家庭局が申請を受理した日から概ね45日とする。ただし、こども家庭局は、特別な理由がある場合は、申請を受

理した日から45日以内に、申請者に対し、要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

（対象児童に対する教育・保育の提供）

第11条 特定教育・保育施設等で行う教育・保育の提供は、インクルーシブ保育を原則とする。

- 2 保育時間は、1号認定子どもについては特定教育・保育施設が定める教育標準時間、2・3号認定子どもについては保育必要量の範囲内で保育を必要とする時間とする。
- 3 特定教育・保育施設等の責任者は、対象児童ごとに指導記録を作成し、必要に応じてこども家庭局に提出する。
- 4 特定教育・保育施設等の責任者は、対象児童の状況、処遇方針等に関し、こども家庭局、区保健福祉部等、対象児童の保護者等と密接に連携をとり、当該児童の成長発達の促進に努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設等の責任者は、対象児童の区分の変更があった場合は速やかにこども家庭局に区分変更についての依頼書を提出する。

（特定教育・保育施設等に対する助言指導）

第12条 こども家庭局は対象児童の保育に関して、必要に応じて助言指導を行うとともにインクルーシブな保育に関する施設からの相談に応じる。

- 2 こども家庭局は、巡回指導班を編成し、教育・保育の観察及び助言指導を行うとともに、対象児童の経過観察を行う。
- 3 こども家庭局は、特定教育・保育施設等の職員に対して、インクルーシブな保育の実施に関する助言・指導やはぐくみシートを用いたこどものアセスメント等に必要な技能と知識を習得するための育成研修を実施し、研修受講修了者を「発達支援保育リーダー」として認定する。

（専門家の意見・助言）

第13条 こども家庭局及び区保健福祉部等は、第1条に掲げる目的を達成するために必要があるときは、専門家の意見・助言を受けるものとする。

（施行細目の委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（神戸市すこやか保育支援事業実施要綱の廃止）
- 2 神戸市すこやか保育支援事業実施要綱は廃止する。
（判定区分に関する経過措置）
- 3 この要綱の施行前の神戸市すこやか保育支援事業実施要綱第6条の規定により軽度の判定を受けており、既に保育士が加配されている場合は、卒園まで別表1の区分2の判定を受けた児童とみなす。
- 4 この要綱の施行前の神戸市すこやか保育支援事業実施要綱第6条の2の規定により重度対応認定を受けており、既に保育士が加配されている場合は、卒園まで別表1の区分1の判定を受けた児童とみなす。ただし、身体的な事由により、重

度対応認定を受けた児童については、身体的な事由が解消した場合、区分変更又はすこやか保育認定解除とする。

(別表 1)

障害の程度	基準表	対象年齢	区分
重度	- 療育手帳A - 身体障害者手帳 1 級・ 2 級 - 精神障害者保健福祉手帳 1 級 - 心理検査数値DQ～35	0 ～ 5 歳	区分 1
中度	- 療育手帳 B1 - 身体障害者手帳 3 級・ 4 級 - 精神障害者保健福祉手帳 2 級 - 心理検査数値 DQ36～50	0 ～ 5 歳	区分 1
軽度	- 療育手帳B2 - 身体障害者手帳 5 級・ 6 級 - 精神障害者保健福祉手帳 3 級 - 心理検査数値DQ51～75	3 ～ 5 歳 ※満 2 歳で未歩行 含む	区分 2
医療的ケア児	「医療的ケアに関する主治医の意見書」 において保育上、特別な支援を - 部分的に必要とする - 常に必要とする	0 ～ 5 歳	区分 2